

《 開示請求等の手続きについて 》

当金庫では、お客さまからのご請求があった場合、法令に基づき、ご本人の保有個人データの開示、訂正等、利用停止等(以下「開示等」といいます。)に応じさせていただきます。

(1)開示のご請求の対象となる保有個人データ

開示のご請求の対象としている保有個人データの項目は以下のとおりです。

なお、いずれの場合も、保有個人データを特定するため、あらかじめ、お取引店名・お取引口座等をご指定いただきます。

A.【属性情報開示】 お客さまご本人にかかる一般的な保有個人データ

◇ご本人の情報 : 氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号・勤務先

◇主なお取引状況(ご契約の有無) : 公共料金自動振替契約状況、給与振込・年金振込の振込状況、キャッシュカード、しんきん VISA カード、貸金庫契約

◇主な取引金額 : ご預金等・お借入の口数、残高

※開示内容は、ご請求受付日時点でのものであり、回答日現在のものではありません。

※お客さまご本人にかかる情報は、回答日および回答日以前の一定期間での契約の有無についての回答となります。(ご回答可能な期間は、お申込日より5年以内となります。)

B.【残高・取引履歴開示】 お取引状況等にかかる保有個人データ

◇残高 : ご指定口座の基準日時点でのご預金・お借入の残高を開示いたします。(ご回答可能なお取引期間は、お申込日から 10 年以内となります。)

◇お取引明細 : 指定口座のご指定期間内のお取引明細を開示いたします。(ご回答可能なお取引期間は、お申込日から 10 年以内となります。)

C. その他の保有個人データ

ご希望の保有個人データをご指定いただきます。(開示内容は、ご請求受付日時点のものに限ります。)

(2)開示等のご請求方法

A. 開示等をご請求できる方

- ① お客さまご本人および法定相続人
- ② 法令により認められた代理人(未成年者または成年被後見人の法定代理人)
- ③ 開示等のご請求につき、お客さまご本人から委任された代理人(任意代理人)

なお、上記①の法定相続人の場合には法定相続人であることを確認する書類、また、上記②および③の場合、代理人の方から当金庫所定の委任状および代理人ご本人を確認する書類をご提出いただきますが、併せて以下の事項にもご留意願います。

・法定代理人からのご請求の場合

法定代理権があることを証明する書類(戸籍謄本、後見開始審判書 等)をご提示いただきます。

・任意代理人(ご本人から委任を受けた代理人)からのご請求の場合

ご本人への電話・訪問等によって代理権の授与確認をさせていただきます。

B. 開示等のご請求窓口・ご請求依頼書

開示等のご請求に際しては、当金庫所定の依頼書に必要事項を記載し、お届け印を捺印のうえ、当金庫本支店窓口にご提出ください。

C. ご本人確認資料

開示等のご請求に際しては、ご本人確認資料として、以下の公的書類をご提示いただきます。

公的書類の種類〔注〕	内 容
運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、旅券(パスポート)	左記のいずれか 1 点をご提示いただきます。
上記公的書類以外の場合 健康保険証、年金手帳、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本(抄本)等別途当金庫が定めたもの。	左記のいずれか 2 点をご提示いただきます。 (詳しくは当金庫本支店窓口へご照会ください。)

(3)手数料

法第 25 条に基づく開示請求の場合は、口座振替または現金にて、当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

開示を依頼する情報	手数料(消費税込)	
氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先情報	左記一括	¥1,080
取引残高(科目、口座番号)	特定日毎	¥1,080
取引明細	1ヶ月分(※)	¥540
上記以外の情報	1項目毎	¥1,296

(※)期間は暦月ベースで計算(例)平成25年5月24日から平成25年6月10日は2ヶ月分として計算します。

(※)郵送で回答する場合は、別途、実費を申し受けます。

(4)開示のご請求に対する回答方法

- A. お客さまご本人によるご請求の場合はご本人宛に、また法定代理人によるご請求の場合は法定代理人宛に、ご指定いただいた方法(ご来店・ご郵送)で書面にてご回答させていただきます。
- B. 任意代理人によるご請求の場合は、お客さまご本人宛にご指定いただいた方法(ご来店・ご郵送)で書面にてご回答させていただきます。
- C. なお、ご回答に際し、保有個人データの項目によっては、10日程度の調査日数をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5)保有個人データを開示できない場合の取扱いについて

次に定める場合は、開示いたし兼ねますので、あらかじめご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。また、開示しなかった場合についても、所定の手数をいただきます。

- 本人の確認ができない場合
- 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- 所定の依頼書類に不備があった場合
- 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
- ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
- 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

(6)訂正、追加または削除

お客さまから、お客さまご自身の保有個人データについて、その内容が事実でないという理由により当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除(以下、「訂正等」といいます。)のお申出があ

った場合は、利用目的の必要な範囲内で調査を実施し、その結果に基づき訂正等を行わせていただきます。

なお、訂正等のお申出に際しては、保有個人データの内容が事実でないことを証する書類等をご提出いただきます。

(7)利用停止・消去、第三者提供の停止

A. 利用停止・消去

お客さまから、お客さまご自身の保有個人データについて、当金庫が適正かつ適法な手段以外の方法で取得した、または、利用目的の範囲を超えて取り扱っているという理由により、当該保有個人データの利用の停止または消去(以下、「利用停止等」といいます。)のお申出があった場合で、そのお申出に理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行わせていただきます。

B. 第三者提供の停止

お客さまから、お客さまご自身の保有個人データについて、当金庫が「第三者提供の制限」に違反しているという理由により、当該保有個人データの第三者への提供の停止のお申出があった場合で、そのお申出に理由があることが判明したときは、当該保有個人データの第三者への提供を停止させていただきます。

C. 上記いずれの場合も、お申出に際しては、当金庫所定の書類をご提出いただきます。

(8)開示等のご請求に伴い取得した個人情報の利用目的

開示等のご請求に伴い取得した個人情報は、開示等のご請求に必要な範囲でのみ取り扱うものとします。